

仕様書番号：E6-23

作成年月日：令和6年 4月 2日

レジオネラ属菌等検査役務

システム通信・サイバー学校

仕 様 書

- 1 件 名：レジオネラ属菌等検査役務
- 2 場 所：神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
- 3 概 要：久里浜駐屯地内に設置されている浴場水のレジオネラ属菌等の検査
- 4 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地で実施する「レジオネラ属菌等検査役務」に適用する。
- 5 一般事項
 - (1) 本件を実施するにあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建設保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び本仕様書に基づき実施する。
 - (2) 本仕様書内容または作業中に疑義が生じた場合、監督官に確認・調整し、指示を受ける。
 - (3) 本件の実施に際し、既存施設等に損傷を与えぬよう十分注意して作業をおこなうこと。また、万一損傷を与えた場合は請負者の責任において現状復旧すること。
 - (4) 本件の実施に際して、本仕様書に明記のない事項であっても、技術的に当然実施すべき事項は請負者の責任において実施する。
 - (5) 作業時間は原則として、平日の午前9時00分から16時45分（作業準備として作業時間の30分前に現場入りは可。また、撤収時間として作業時間の15分の延長は可。）までとする。なお、土、日、祝休日及び時間外の作業を行う際は、速やかに監督官と協議すること。
 - (6) 本件の実施責任者は、作業内容を理解できる技術・技能を有する者が行うものとする。
 - (7) 本件を実施するにあたり、請負者は関係法令等を遵守し、円滑な進捗を図り、安全確保を全てに優先させ、災害等の発生防止に努める。
 - (8) 写真は各作業毎に実施前、実施中及び実施後を撮影し、整理したのち監督官へ提出する。
 - (9) 売払い可能な発生材は発生材調書を作成し、監督官の示す場所に集積するとともに、産業廃棄物の処理においては、処分後、必ずマニフェストE票の写しを官側に提出する。
 - (10) 完了検査合格後、施工上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生において、請負業者はその責を1年間負うものとする。
 - (11) 請負者はすみやかに工程表を監督官へ提出し、承認を得る。

件 名	レジオネラ属菌等検査役務
図 名	仕 様 書 (1)
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課	

仕 様 書

6 特記事項

(1) 検査内容

実施内容	検査対象施設		実施回数
レジオネラ属菌及び 大腸菌群の検査	34号館 (男性専用浴場)	大浴場×1箇所	年2回
		小浴場×1箇所	年2回
	100号館 (女性専用浴場)	大浴場×1箇所	年2回
		小浴場×1箇所	年2回

(2) 検査方法

厚生労働省通知「公衆浴場における水質基準等に関する指針」によるものとする。

(3) 検体の採取・搬出

ア 検体の採取・搬出は請負業者が行うものとする。採取日は官側と協議し決定する。

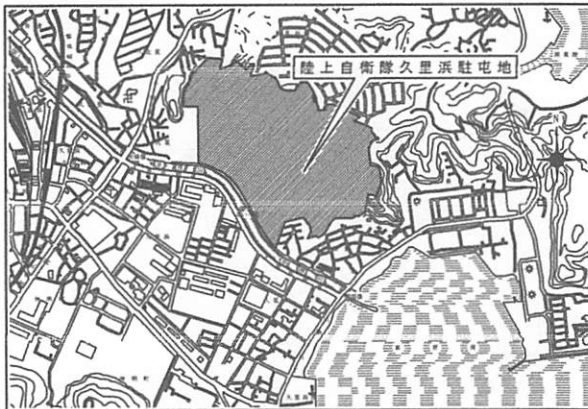
イ 採取場所は駐屯地内の施設とし、細部場所は表に記載されているとおりとする。

ウ 検体を採取する時は、監督官立会のもとで行うこととする。

エ 検査用採取容器については、請負業者が準備するものとする。

(4) 検査結果

検査結果報告は結果が分かり次第、速やかに官側へ報告するものとする。



案内図 1/X



配置図 1/X

件名	レジオネラ属菌等検査役務
図名	仕様書 (2)
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課	